令和４年９月15日

保護者の皆様へ

神　戸　市

**新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う**

**園への登園にかかる取り扱いの変更について**

日頃から本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

令和４年9月9日付の文書にて、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う園への登園の可否についてお示ししたところですが、この度、国より新たな見解が示されましたので、以下のとおり取り扱いを変更します。

保護者の皆様には、引き続き、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解の程宜しくお願いします。

※下線部が変更箇所になります。

**１．療養期間の見直しにかかる登園可否について**

**〇有症状患者の8日目以降10日目までの登園可否について（＊）**

|  |  |
| --- | --- |
| 園児（全員） | ・登園を可能とする。ただし、10日間が経過するまでは、検温など家庭での健康状態の確認や、こまめな手洗い・消毒・効果的な換気・大人数での行事等感染リスクが高い活動を避けるなど、園における感染症対策を徹底することとする。※登園可否の判断は、園の指示に従ってください。 |

　（＊）症状軽快後、24時間経過していることが前提となります

**〇無症状患者の8日目以降の登園可否について**

|  |  |
| --- | --- |
| 園児（全員） | ・登園可能（従来から変更なし）・乳幼児への検査キットの使用は想定されていないことから、検査キットを使用した療養期間の短縮は行わない。 |

**２．園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安**

　　別添のとおり

**３．０～２歳児クラスの保育料の取り扱い**

園内で陽性者が発生し自宅待機をお願いする場合、および別添「園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安」に基づき登園できない場合は、引き続き、欠席日数分の保育料（利用者負担額）を日割りで減額します。

なお、有症状患者の８日目以降10日目までについても、欠席された場合は減額の対象とします。

風邪症状等で登園できない場合は、必ずその理由を通われている施設に申し出るようにお願いします。

保育料の還付方法については、後日、神戸市または通われている施設よりあらためてお知らせします。神戸市から通われている施設へ登園状況を確認し、保育料の減額を行いますので、保護者の方から神戸市への特別な手続きは不要です。

